

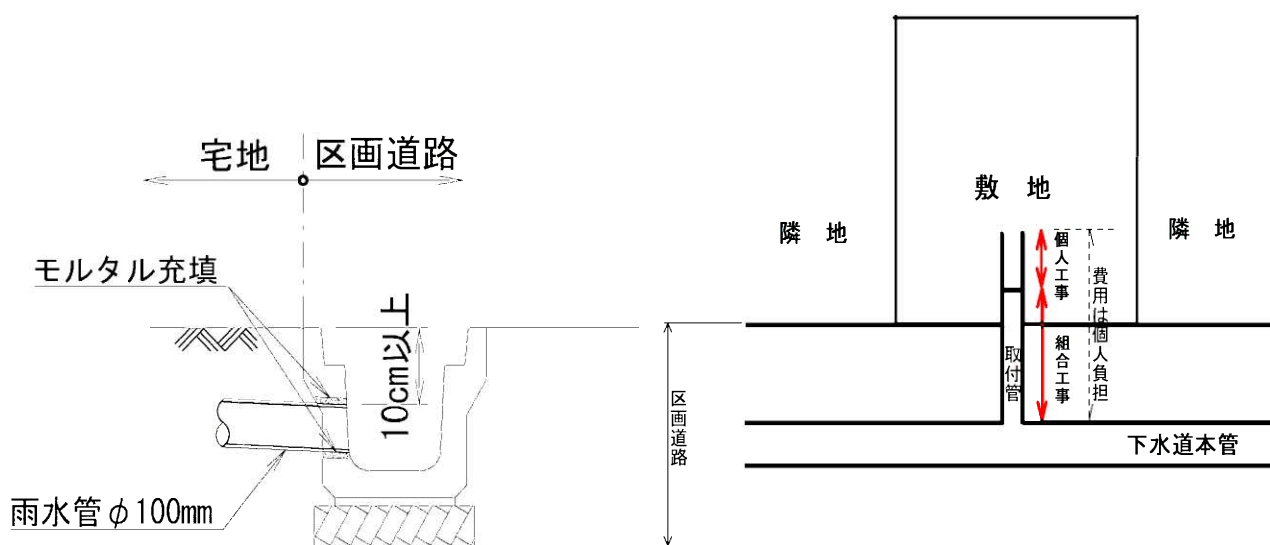
日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

法76条申請 留意事項

申請に際して次のことについて留意してください。

1. 宅地からの排水は、雨水と污水に分流してください。雨水は道路側溝に原則1ヶ所で接続してください。雨水管の管径は $\phi 100\text{mm}$ とし、側溝の上部から10cm以上下げて施工し、側溝内面に雨水管が突出しないように施工してください。また、雨水管の道路側溝の接続箇所はモルタル等で充填してください。管口が側溝内面より突出しないよう図面に表示してください。

污水は、下水道本管と敷地をつなぐ取付管工事は、組合で施工いたします。なお、その費用は、個人負担となります。



また、宅内排水設備工事については日進市下水道課(TEL: 0561-73-2343)に確認してください。

申請書内の建物配置図で雨水、污水の排水経路を色分け表示してください。

2. 立面図に敷地境界からの建物・工作物等の離隔距離を記入してください。
3. 工作物の構造図を添付し、擁壁(CB 積)等は基礎コンクリートも含め敷地境界から5cm控えるよう図面に示してください。(特に、自然石での施工は敷地境界から出ないように注意してください。)
4. 駐車場乗入れ箇所は、道路側溝の破損を防ぐため補強してください。また、碎石、土砂等が道路に出ないように対策をおこない、断面図等図面に明示してください。

例：補強コンクリート $t=15\text{cm}$ 、幅50cm

土間コン、アスファルト、まくら木、ブロック類(インターロッキング等)

※ いずれも構造断面を明示してください。

5. 土間コン等コンクリートを打設する場合は、道路側溝との間に縁切り目地材を入れることを明記してください。
6. 配置図の間口等の距離はm単位とし、小数点以下第2位まで表示してください。

7. 工事着手前に組合の現地立会確認が必要です。着手前に組合に書面で届出してください。立会日については、届出後に日程等を調整させていただきます。着手までに保証金をお振り込みください。

〈保証金〉

小規模開発等事業の場合：500,000 円

特定開発等事業の場合：金額は、施工内容により協議させていただきます。

8. 工事完了時は、組合の現地立会い検査が必要です。完了後速やかに組合へ書面で届出してください。立会日については、届出後に日程等を調整させていただきます(杭の検測のため最長で2週間ほど時間をいただいています)。保証金は、完了検査後に振り込みで返金します。

9. 本地区には、『赤池箕ノ手地区計画』があり建築物の制限に関する条例が定められています。実際に建築を行う際は、『地区計画の区域内における行為の届出書』の提出が必要です。届出書は、工事着手の30日前までに、日進市建築課(TEL：0561-73-2049)への提出が必要となります。

10. 日進市では、『日進市開発等事業に関する手続条例』が定められています。また、本地区は、『宅地造成工事規制区域内』ですので、切土、盛土、擁壁等設置を行う場合は、共に事前に日進市建築課に確認してください。

11. 本地区は、民地内に建柱（支線を含む）されます。設計時に各管理者（中部電力・NTT 西日本）に確認してください。

12. 工事完了に伴う検査手数料等について、76条申請1件につき、6万円の検査手数料を負担していただきます。支払い時期については、申請時といたします。

また、工事完了検査において、杭の復元が必要となった場合は、1本あたり1.5万を負担していただきます。

工事完了に伴う検査手数料等については、証明等の手数料に関する内規の改定により、令和7年12月1日からの申請分について適用となります。

13. 歩道付き道路からの乗り入れについては、「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書」の承認手続きをお願いいたします。費用については、個人負担となります。

14. 側溝蓋の設置については、「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書」の承認手続きをお願いいたします。一宅地（分筆前）につき、10枚を組合から支給いたします。それ以上の蓋掛けを希望する場合は、個人負担となります。

なお、以上の注意事項は、現場の進捗状況等により変更になることがありますのでご承知おき願います。

平成30年12月6日現在

令和4年10月13日改定

令和5年2月9日改定

令和7年12月1日改定